

議案第 18 号

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正について

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口西児童クラブの建設による定員の見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

大口町放課後児童クラブ条例（平成２７年大口町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条の表西っ子ファミリーの項を削り、同表大口西児童クラブの項中「４５人」を「１２０人」に改める。

第４条第３項中「西っ子ファミリー」を「大口西児童クラブ」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第 3 条 略			第 3 条 略		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目 2 5 8 番地 (大口南児童センター内)	7 5 人	大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目 2 5 8 番地 (大口南児童センター内)	7 5 人
大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目 2 5 8 番地 (大口北小学校内)	1 8 0 人	大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目 2 5 8 番地 (大口北小学校内)	1 8 0 人
大口西児童クラブ	大口町余野六丁目 4 4 0 番地 (大口西小学校内)	1 2 0 人	西っ子ファミリー	大口町余野六丁目 4 3 9 番地 (大口西児童センター内)	4 0 人
(開設時間等)			大口西児童クラブ	大口町余野六丁目 4 4 0 番地 (大口西小学校内)	4 5 人
			(開設時間等)		
第 4 条 略			第 4 条 略		
2 略			2 略		
3 土曜日に実施する児童クラブは、 <u>大口西児童クラブ</u> で開設するものとし、開設時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 6 時までとする。			3 土曜日に実施する児童クラブは、 <u>西っ子ファミリー</u> で開設するものとし、開設時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 6 時までとする。		
4・5 略			4・5 略		

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

大口西児童クラブの建設に伴い、受け入れ可能な児童数の定員及び名称を変更することに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

大口西児童クラブの建設に伴い、大口西児童センター内で実施している西っ子ファミリーを移設し、定員数を120人に変更するものです。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。